

温泉法施行細則（平成14年9月6日規則第46号）

改正

{	平成17年5月24日沖縄県規則第66号
	平成19年10月19日沖縄県規則第91号
	平成20年7月29日沖縄県規則第51号

（趣旨）

第1条 この規則は、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）の施行に関し、温泉法施行令（昭和59年政令第25号）及び温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（掘削許可申請書）

第2条 省令第1条第1項に規定する申請書は、第1号様式のとおりとする。

2 省令第1条第2項第5号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 掘削しようとする地点を明示した縮尺25,000分の1の地形図
- (2) 掘削しようとする地点から半径500メートル以内に既存の源泉がある場合にあつては、当該源泉の位置及び当該源泉と掘削しようとする地点との距離を記載した図面
- (3) 掘削しようとする地点から半径2キロメートル以内に取水施設がある場合にあつては、その位置を記入した図面
- (4) 温泉の利用計画を記載した書類
- (5) 掘削の施工の方法を明らかにした書類
- (6) 掘削孔仕上断面図
- (7) 掘削しようとする地点の地質図
- (8) 掘削しようとする地点及び深度を選定した経緯を記した書面

（有効期間更新申請書）

第3条 省令第2条に規定する申請書は、第2号様式のとおりとする。

（掘削許可等を受けた法人の合併又は分割の承認申請書）

第4条 省令第3条第1項に規定する申請書は、第3号様式のとおりとする。

（掘削許可等を受けた者の相続の承認申請書）

第5条 省令第4条第1項に規定する申請書は、第4号様式のとおりとする。

（工事着手届出書）

第6条 法第3条第1項又は第11条第1項の規定による許可（以下「掘削許可等」という。）を受けた者は、その工事に着手したときは、その日から7日以内に工事着手届出書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（掘削又はゆう出路増掘のための施設等変更許可申請書）

第7条 省令第4条の3第1項に規定する申請書は、第6号様式のとおりとする。

2 省令第4条の3第2項第4号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 掘削又は増掘しようとする地点を明示した縮尺25,000分の1の地形図
- (2) 変更に係る設備の変更前の配置図及び変更に係る主要な設備の変更前の構造図

（工事の完了又は廃止届出書）

第8条 省令第5条に規定する届出書は、第7号様式のとおりとする。

(増掘又は動力装置許可申請書)

第9条 省令第6条第1項に規定する申請書は、増掘の許可の申請にあつては第8号様式のとおりとし、動力の装置の許可の申請にあつては第9号様式のとおりとする。

2 省令第6条第2項第5号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 増掘の許可の申請にあつては、第2条第2項各号に掲げる書類
- (2) 動力の装置の許可の申請にあつては、次に掲げる書類
 - ア 動力を装置しようとする地点を明示した縮尺25,000分の1の地形図
 - イ 動力を装置しようとする地点から半径500メートル以内に既存の源泉がある場合にあつては、当該源泉の位置及び当該源泉と掘削しようとする地点との距離を記載した図面
 - ウ 動力を装置しようとする地点の周辺に取水施設がある場合にあつては、その位置を記入した図面
 - エ 温泉の利用計画を記載した書類
 - オ 動力の装置の方法を明らかにした書類
 - カ 排水の処理の方法を明らかにした書類
 - キ 動力装置仕上断面図
 - ク 温泉成分分析書の写し
 - ケ 揚湯試験結果の報告書
 - コ 動力装置性能曲線表

(温泉採取許可申請書)

第10条 省令第6条の2第1項に規定する申請書は、第10号様式のとおりとする。

2 省令第6条の2第2項第6号に規定する書類は、温泉の採取を行おうとする地点を明示した縮尺25,000分の1の地形図とする。

(温泉採取許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請書)

第11条 省令第6条の4第1項に規定する申請書は、第11号様式のとおりとする。

(温泉採取許可を受けた者の相続の承認申請書)

第12条 省令第6条の5第1項に規定する申請書は、第12号様式のとおりとする。

(可燃性天然ガス濃度確認申請書)

第13条 省令第6条の7第1項に規定する申請書は、第13号様式のとおりとする。

2 省令第6条の7第2項第3号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 温泉の採取を行おうとする地点を明示した縮尺25,000分の1の地形図
- (2) メタン濃度の測定結果報告書の写し

(可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の地位の承継届出書)

第14条 省令第6条の8第1項に規定する可燃性天然ガス濃度確認を受けた者の地位の承継の届出書は、第14号様式のとおりとする。

(温泉採取施設等の変更許可申請書)

第15条 省令第6条の10第1項に規定する申請書は、第15号様式のとおりとする。

2 省令第6条の10第2項第5号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 掘削しようとする地点を明示した縮尺25,000分の1の地形図
- (2) 変更に係る設備の変更前の配置図及び変更に係る主要な設備の変更前の構造図

(温泉採取事業の廃止届出書)

第16条 省令第6条の11第1項に規定する届出書は、第16号様式のとおりとする。

(温泉利用許可申請書)

第17条 省令第7条第1項に規定する申請書は、第17号様式のとおりとする。

2 省令第7条第2項第2号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 温泉を利用する権利を有することを証明する書類
- (2) 温泉成分分析書の写し
- (3) 温泉利用施設の平面図及び構造図並びに施設の概要
- (4) 温泉の位置図及び温泉を採取してから排水処理に至るまでの配管図
- (5) 浴槽及び貯湯槽の平面図及び断面図並びに容積算定表

(温泉利用許可を受けた法人の合併又は分割の承認申請書)

第18条 省令第8条第1項に規定する申請書は、第18号様式のとおりとする。

(温泉利用許可を受けた者の相続の承認申請書)

第19条 省令第9条第1項に規定する申請書は、第19号様式のとおりとする。

(温泉成分等揭示届出書)

第20条 省令第11条に規定する届出書は、第20号様式のとおりとする。

2 前項の届出書には、温泉成分分析書の写し及び揭示場所を明らかにした平面図を添付しなければならない。

(温泉成分分析機関の登録申請書)

第21条 省令第12条第1項に規定する申請書は、第21号様式のとおりとする。

(温泉成分分析機関の登録事項変更届出書)

第22条 省令第15条第1項に規定する届出書は、第22号様式のとおりとする。

(温泉成分分析業務の廃止届出書)

第23条 省令第16条に規定する届出書は、第23号様式のとおりとする。

(温泉採取者変更届出書)

第24条 譲渡又は相続等によって温泉を採取することになった者は、取得後20日以内に第24号様式により温泉採取者変更届出書を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、ゆう出地を所有又は使用する権利を有することを証明する書類を添付しなければならない。

(報告義務)

第25条 温泉源から温泉を採取する者（以下「温泉採取者」という。）は、毎年4月末日までに、報告する年の3月31日以前の1年間における温泉の温度及びゆう出量等を知事に報告しなければならない。

2 温泉利用施設の管理者は、毎年4月末日までに、報告する年の3月31日以前の1年間における施設及び利用の状況を知事に報告しなければならない。

(変更届出書)

第26条 温泉採取者又は掘削許可等を受けた者が、その住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したときは、その日から20日以内に変更届出書（源泉）（第25号様式）を知事に提出しなければならない。

2 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者（以下「温泉利用者」という。）が、その住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したときは、その日から20日以内に変更届出書（利用）（第26号様式）を知事に提出しなければならない。

(廃止届出書)

第27条 温泉採取者が、温泉の採取をやめたとき、若しくは温泉の採取が不能となったとき、又は法第11条第1項の規定による許可を受け、動力を装置した場合において、当該動力装置を廃止したときは、そ

の日から 20日以内に廃止届出書（第27号様式）を知事に提出しなければならない。温泉利用者が、温泉を公共の浴用又は飲用に供することを廃止したときも同様とする。

- 2 温泉採取者若しくは温泉利用者が死亡し、又は解散したことにより、前項の理由に該当したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する届出義務者又は清算人が前項の届けを知事に提出しなければならない。

（書類の経由等）

第28条 法、省令又はこの規則により知事に提出する書類は、2部とし、所轄保健所長を経由するものとする。

附 則

（略）

附 則（平成17年5月24日規則第66号）

（略）

附 則（平成19年10月19日規則第91号）

（略）

附 則（平成20年7月29日規則第51号）

（略）